

生活衛生とちぎ

題字 加賀田 修一 氏

編集・発行

公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市塙田1-3-5砂川ビル
TEL028(625)2660栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市塙田1-1-20 TEL028(623)3110

令和4年度 栃木県生活衛生同業組合協議会定期総会を開催



6月21日、宇都宮市内のホテルにおいて栃木県生活衛生同業組合協議会（加賀田敏雄会長）は、県生活衛生課 八木沢和夫課長、日本政策金融公庫 城龍二郎宇都宮支店長、永沼智佳佐野支店長をご来賓に迎え、総勢約100名の組合員が出席して、令和4年度定期総会を盛大に開催しました。

まず、山本賢司副会長（理容組合）から開会が宣言され加賀田会長あいさつの後、八木沢生活衛生課長、公庫宇都宮支店長、同佐野支店長からご祝辞を頂戴し議事に入りました。

議事は、加賀田会長が議長となり令和3年度事業報告・決算報告、令和4年度事業計画・予算案などすべての議案が満場一致で採択され、引き続き、報告事項として役員改選結果が報告され、新たに羽石辰夫氏が常務理事に選任されました。また、令和4年度（公財）栃木県生活衛生営業指導センター事業計画などについて説明があり、三井勝滋副会長（興行組合）の閉会の辞で終了しました。

総会終了後、経営セミナーが開催され、栃木県よろず支援拠点 半田富男コーディネーター（中小企業診断士）を講師に迎え、「相談事例に見る本県生衛業界について」と題して講演会を行いました。

半田氏からは、「よろず支援拠点は指導センターから『経営支援緊急相談窓口事業』を受託し、コロナ禍や原油高の影響で厳しい経営状況にある生衛組合員のため、お店にマッチする国・県の中小企業向け補助金の選定や申請に関する事業計画書・事業報告書の策定支援、融資・返済猶予相談、各種支援金等の相談業務などを行っている。最近では「事業の終活」に関する相談も受け付けており、常時、お店のライフステージに応じた相談支援を行っているのでは是非相談して欲しい。」との話がありました。また、「少人数でも組合員を集めてもらえれば各種補助金の活用方法などについて説明に出向くこともできる。」とのことでした。

半田氏は、講演会終了後も多くの組合員からの質問や相談に対応されていました。



講演する半田富男氏
（よろず支援拠点コーディネーター）

令和4年度指導センター評議員会を開催

6月8日、宇都宮市内の栃木県美容業生衛組合館において（公財）栃木県生活衛生営業指導センター評議員会を開催しました。

まず、羽石事務局長から過半数の評議員の出席により評議員会の成立が報告され、田辺専務理事から挨拶の後、議事審議が行われました。

議長には、めん組合の藤田好正評議員（宇都宮市下金井町「藤茂登」経営）が選出され、第1号議案である指導センター役員の選任について審議されました。その中で、日本政策金融公庫宇都宮支店長の加藤久美子氏の勇退に伴い日本政策金融公庫宇都宮支店長 城龍二郎氏、食肉組合副理事長 首長清氏の後任に食肉組合副理事長の鈴木宏幸氏（宇都宮市城東「(有) 鈴木精肉店」経営）がそれぞれ新評議員に就任されました。

続いて、第2号議案 令和3年度指導センター事業報告、第3号議案 令和3年度指導センター決算（案）が提案され、満場一致で採択されました。



○新評議員名簿

役職名	氏 名	所 属・役 職	備考
評 議 員	城 龍二郎	日本政策金融公庫宇都宮支店長	新任
評 議 員	矢 吹 典 久	栃木県理容生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	渡 辺 稔	栃木県美容業生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	荻 部 三 男	栃木県クリーニング業生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	柳 健	栃木県興行生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	内 木 晴 樹	栃木県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	福 田 治 雄	栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	鈴 木 宏 幸	栃木県食肉生活衛生同業組合副理事長	新任
評 議 員	町 田 宗 彦	栃木県食鳥肉販売業生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	田 村 保 之	栃木県寿司商生活衛生同業組合相談役	
評 議 員	藤 田 好 正	栃木県めん類業生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	亀 井 實	栃木県中華料理生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	鈴 木 和 利	栃木県料理業生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	中 野 智 之	栃木県社交飲食業生活衛生同業組合副理事長	
評 議 員	金 子 朋 安	栃木県飲食業生活衛生同業組合副理事長	

令和4年度第1回 協議会支部長・特相部会長・事務局長等合同会議を開催

7月12日、ホテルニューイタヤにおいて、県生活衛生課の八木沢課長、馬淵課長補佐のご臨席のもと、協議会の支部長、経営特別相談員部会長、支部事務局長等による合同会議を開催しました。

会議では、支部事業の令和3年度事業報告と令和4年度の事業計画等について確認した上で、八木沢課長から「3年度はコロナ禍で、中止や書面開催の事業が多かったが、本年度は感染対策を徹底した上で、集合形式で講習会や懇談会を開催することも可能になると期待している。」とのコメントをいただきました。

また、生衛業特別指導事業（指導カルテ）の3年度実績及び4年度計画について、羽石常務理事から説明した後、田辺専務から「指導カルテに記載された特相員さんのコメントや組合員の自由意見は施策のヒントになるので、各支部とも巡回指導を着実に実施して欲しい。」との発言がありました。

衛生水準の確保・向上事業に関しては、田辺専務から生衛組合の活動事例として全国に紹介された料理業組合「喫茶去塾」の取組を説明し「各支部及び各組合の参考としていただきたい。また、アクリル板など研修等に必要な器具の貸し出しも可能である」旨、説明がありました。

今年度も、各支部におかれては、経営講習会や消費者懇談会、特相員特別指導事業等の実施と、11月の生衛組合活動推進月間への御協力について、よろしくお願いいたします。



令和4年度第1回組合事務局長等会議を開催

6月30日、ニューイタヤにおいて関係者17名の出席の下、「第1回生活衛生同業組合事務局長等会議」を開催しました。消費者懇談会や経営者講習会、後継者育成支援事業など令和4年度の各事業について事務局が説明を行いました。

加えて、「特別相談事業の巡回指導時には、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が厳しい状況下における組合員の皆様の悩みなど生の声を十分聞いて相談に乗っていただきたい。また、その結果を「指導カルテ」に記入して提出していただきたい。」との説明が事務局からありました。



また、「令和2年度から「経営支援緊急対策事業」として無料の緊急相談窓口を開設し、昨年度は63件の相談を受けましたが、本年度も引き続き実施していく。」との説明が事務局からあり、「本年度も、各組合の皆様のご支援・ご協力いただきたい。」と要請がありました。

支部だより

鹿沼支部新支部長ごあいさつ

このたび、奈良部繁雄前支部長のご勇退に伴い、栃木県生活衛生同業組合協議会鹿沼支部長となりました柏崎光子と申します。生活衛生営業関係の皆さまにおかれましては、平素より御協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、私は「地元鹿沼産の蕎麦やニラを、より多くの方に味わっていただきたい。」との一心で、「みっちゃん蕎麦」を開業しました。めん組合や生活衛生関係営業の皆様にご多大なお力添えをいただき、そして生産者の皆様への敬意と感謝の気持ちを忘れることなく、これまで誠心誠意努めてまいりました。地元鹿沼で生産された上南摩そばやニラ、こんにゃくを使用するなど、地産地消にこだわって営業をしております。



さて、当鹿沼支部では、組合員数の減少や高齢化、そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、組合活動の停滞など様々な課題がありますが、組合員の新規加入を促進し、支部事業を活性化することで組合員の資質向上を図り、このような難局を乗り越えていきたいと存じます。皆様が安心して生活できるよう、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願い、また当支部としてさらなる衛生水準の向上を目指してまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

組合だより

組合ホームページをリニューアル（食肉組合）

栃木県食肉生活衛生同業組合では、厚生労働省「生活衛生関係営業対策事業補助金」を活用して、新たに食肉組合ホームページを作成致しました。従来の生活様式が大きく変化している中、食肉組合として現在のニーズに適した情報提供を行行い、消費者や組合員へより良い組合を目指して実施致しました。

栃木県食肉組合公認「とちぎのお肉の応援大使」のシンガーソングライター清水孝宏さんと音楽アーティストmacotti（大吉誠）さんの協力のもと、サイトが完成いたしました。令和4年7月25日現在、約600人もの方々が閲覧していただいています。サイトを見た方々からは、「よかった」「ためになった」との感想をいただきました。今後ホームページ上では、お肉に関する知識や店舗紹介動画などのコンテンツを公開する予定です。これからも、消費者と組合員に愛される食肉組合づくりに一層、取り組んで参ります。



とちぎ食肉組合について お肉のなるほど話 お問い合わせ



栃木県食肉事業協同組合連合会（事業組合）
栃木県食肉生活衛生同業組合（生衛組合）

栃木食肉組合とは

お肉のなるほど話

特選 お肉の通覧



組合だより

クリーニング経営講習会を開催

7月24日、クリーニング業組合では栃木県庁舎西別館会議室にて「インボイス制度について」をテーマに経営者等講習会を開催いたしました。講師に税理士法人アイリスの仲島克吉氏をお招きし、組合員19名が受講されました。令和5年10月1日から始まる本制度についての概要や、導入にあたっての準備、留意点等説明していただき、講義の後には質疑応答も行われました。コロナ禍での講習会で時間が限られていたこともあり、「もっと詳しく話を聞きたかった。」「また開催してほしい。」との声が多くあがりました。また、組合員同士の交流や意見交換の場としてもとても有意義な時間となりました。今後も組合として組合員の皆様の知識や技術力の向上に繋がるような講習会を行っていきたいと思います。



指導センターだより

県民の日イベントに参加

6月11日、栃木県主催の「県民の日イベント」が県庁周辺で開かれ、指導センターは標準営業約款（Sマーク）を普及させるため、理容組合事務局の協力の下、県庁15階のブースに出店して、来場された多くの県民の方々に対してPR用マスクやウエットティッシュなどの配布を通じたSマークの普及活動を行いました。

このイベントは新型コロナウイルス感染症の影響で過去2年間は規模を縮小しており、コロナ前と同様の規模での開催は3年ぶり、天候にも恵まれ多くの県民が来場されました。用意したPRグッズは午後2時頃にはなくなり予想以上の成果を上げることができました。



生活衛生営業者のための無料アプリ！

お手持ちのスマホ、タブレットで是非ご利用ください！

国や県の助成金や公庫の融資情報、全連や指導センターの研修情報などの最新情報を随時更新！

また、設問に答えるだけでできる経営診断や、収益力アップ等に取り組んだ店舗の事例も見られます！



iPhone版



Android版

指導センターからのお知らせ

クリーニング師研修・業務従事者講習のお知らせ

今年度は12クール（R4～R6年度）の初年度となります。

対象地区の方には案内をお送りしますので、必ず受講しましょう。

研修・講習	開催日	会場	対象地区
クリーニング師研修	令和4年10月5日(水)	栃木県小山庁舎(小山市)	県南地区
	令和4年12月7日(水)	そば割烹日晃(鹿沼市)	県西地区
業務従事者講習	令和4年11月9日(水)	栃木県塩谷庁舎(矢板市)	県北地区
	令和5年2月1日(水)	そば割烹日晃(鹿沼市)	県西地区

対象地区以外の方も受講できます。また、2型講習（通信制）も実施します。

ご希望の方は指導センター（☎028-625-2660）へお問い合わせください。



令和4年度経営特別相談員研修会（県央地区）を開催

7月19日、宇都宮市内において令和4年度経営特別指導員研修会（県央地区）を54名の特相員の参加により開催されました。

まず、当センターから、「指導カルテによる巡回指導事業」について本年度目標2,000件の達成をお願いし、その後、よろず支援拠点の山下典江氏から「生衛業における収益力向上施策」について、全国生衛センター鎌倉浩二部長から「生活衛生改善貸付の現状と課題」について、NPO法人アクセシブル・ラボの大塚訓平代表理事から「生衛業におけるバリアフリー」について、宇都宮税務署の内藤研二氏から「インボイス制度」について、それぞれ講演をいただきました。

今回は、その中でNPO法人アクセシブル・ラボの大塚訓平代表理事のご講演要旨を掲載いたします。

経営特別相談員研修会「生衛業におけるバリアフリー」

NPO法人アクセシブル・ラボ代表理事 大塚 訓平氏

皆さんは、バリアフリーと聞くと、こうしなければいけない、すごくお金が掛かるイメージが強いと思いますが、本日は0円からできるバリアフリーや、皆さんが抱えている障害への概念を払拭し身近にバリアフリーを感じていただき、障害者への取組をしてみたいなと思っていただけるようなお話にしたいと思います。

『KNOW MORE、DO MORE、TELL MORE（もっと知って、もっと行動し、もっと伝える）』

まず、障害には、当事者自身の機能的な障害と、社会の側にある障害（バリア）があります。社会の側にある障害は、障害がない人を前提に作られた社会構造に問題があり、それを改善することで共存できる住みやすい社会づくりに繋がればと思います。

昨年の東京オリ・パラに向けて導入された新しいタクシーは、スライドドアを開けスロープを設置することで車イスのまま乗車できるようになっています。発売当初、工程数がかかなり多く、車イス利用者の乗車に20分程度かかっていたことから、乗車拒否をしてしまう運転手さんもいました。現在は改善され5分程度に短縮されましたが、健常者が急げば2、3秒で乗車できるのと比較すると、いまだタクシー業者に経済的な負担をかけており改善が必要です。これは、両者の意見交換やヒアリングが足りなかったために起きたことです。



そこで『KNOW MORE、DO MORE、TELL MORE（もっと知って、もっと行動し、もっと伝える）』を皆さんが持っていたいただければ、社会に潜む様々な障害を取り除けるものと思っています。

KNOW | 知ること

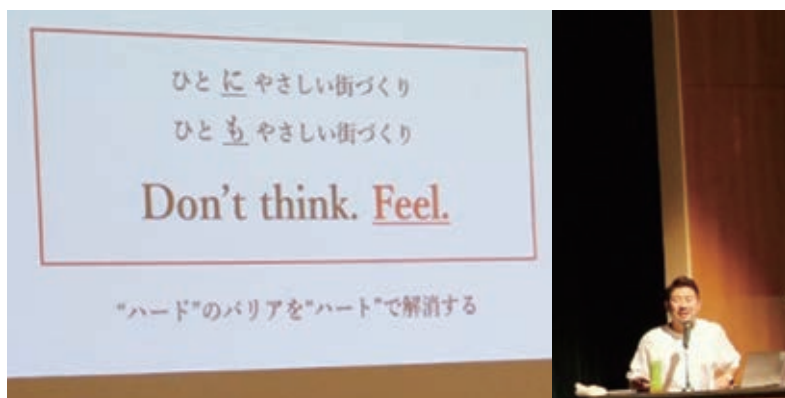
2018年総務省が公表した障害者人口は936万人です。日本の人口の7.4%、13.5人に1人の割合ですが、今後、人口減少や超高齢社会の到来に伴い2028年には10%が障害者となり、障害のある人が感じる困難さを解消するルールづくりが必要になりました。そこで、2016年、一般の人と隔たりのない状態を作ること为目的として『障害者差別解消法』が施行され、事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供努力が規定されました。同法の改正法成立に基づき、今後、2年以内に生衛業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。これにより障害者を特別扱いするのではなく、障害が潜在化する人達を含めたマイノリティーの方が生活上の困り事や困難の解消に対する企業対応がスタンダードとなり、それが結果的に、皆さんの生活をより豊にしてくれるものと思います。

例えば、シャワートイレですが、あれはアメリカの企業が痔の患者用に医療用・福祉用として開発しま

したが、当時はまったく普及しませんでした。ところが、ある日本企業が「おしりを清潔に」と製造販売したところ爆発的に広がり、今ではどこの家庭、お店にもある物となりました。つまり福祉機器から社会のスタンダードとなった典型例です。

また、野球のストライクやセーフのアンパイアのジャッジ動作ですが、これはまったく耳が聞こえないメジャーリーガーのために作られたものです。それを見ている人はセーフ、アウトが瞬時に分かり、野球の醍醐味と球場の感動を共有でき野球の普及に役立ちました。

私が経営するNPOでは住宅設備メーカーと共に、車イス利用者が困難を感じる玄関ドアの開閉動作をスマートにする製品を開発しました。リモコン操作で鍵の開・施錠とドアの開閉を自動化させたものです。脳梗塞や脳出血などで手足に麻痺が残る方や、筋力が弱くなってしまった高齢者も利用しやすく、更に沢山の荷物を持っていたり、赤ちゃんを抱っ



こしていたり、両手が塞がっている状態でもリモコン操作で簡単に開閉でき便利です。これは、障害がある人の困難さを解消することで、他のだれもが便利だと感じるものとして、社会生活に受け入れられスタンダードとなった一例ですが、このような課題解決のための創意工夫が豊かな社会づくりに貢献できるということを示しています。

DO | 行動する、実践すること

車イスユーザーの外出を阻むものには、物理的なバリアと心理的なバリアがあります。

物理的バリアは、エントランスに段差がある、車イス対応トイレや駐車場がないなどです。

心理的バリアは、お店の方に入店を断られたらどうしよう、迷惑をかけてしまうのではないかとというバリアです。車イスユーザーへのアンケート調査では、お店の入り口に段差があっても『お店側のアシストがあれば利用します』が63%、『段差があっても利用します』が24%でした。63%の方が少なからず不安を感じているのです。ですからその不安を取り除きさえすれば、今まで来店していなかった新たな客層の獲得に繋がるのです。ほとんどの店は「手伝ってください」と言えば応じてくれますが、その一言を言えない当事者が多いのです。だからお店側のウェルカムであることの意味表示が大切です。

TELL | 伝えること

一方で、エントランス部分の画像やテーブルの脚の形、多機能トイレなどの情報をウェブサイト掲示してくださっている店舗もあります。これは大変ありがたいことですが、我々は、このような設備がなくても、お店の近くの公共施設に多機能トイレがあることやエントランスの段差ではスタッフが手伝いますなどと情報発信していただければかなり助かります。また、そのような取組みを推進できるように、当社では取材活動も行いウェブサイトにもアップさせていただいております。

障害のない社会を作るには、知ることも実践することも大切です。皆さんが本日知ったことを多くの同業者やお客様にSNSなどで伝えていただき広がっていくことが大切だと思います。

心構え～ハードのバリアをハートで解消～

『人にやさしいまちづくり』と言われる昨今、ハードの整備と同時に声かけや手助け、必要とする情報の提供により、『ハードのバリアをハートで解消する』ことを推進していきたいと考えております。皆さんがこの気持ちを持って全てのお客様に対応していただければ、より多くの人が外出して来店していただけます。障害当事者は1人ではなく2～3人、もしくはそれ以上で店舗利用することが多いので大きな市場であることは間違いありません。皆さん、『**KNOW MORE、DO MORE、TELL MORE (もっと知って、もっと行動しよう、もっと伝えよう)**』で、生衛業界の皆さんには『人も優しいお店づくり』を推進していただき、誰も取り残さない社会を我々と一緒に作っていただければと願っています。

栃木県保健福祉部生活衛生課からのお知らせ

県内産の野生の山菜類・きのこを採取、販売する前に！

県内の野生の山菜類・きのこは、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限区域で採取されたものについては、販売や食事としての提供ができませんので注意してください。

1. 出荷制限等の確認をしましょう。

- ・産地と品目の出荷制限状況は、栃木県HPにおいて「出荷制限」で検索できます。

2. 放射性物質モニタリング検査の実施状況を確認しましょう。

- ・出荷制限区域外の地域で採取する場合であっても、販売する前に県の放射性物質モニタリング検査が実施されており、基準値（100Bq/kg）を下回っていることを確認してください。
- ・検査結果は、栃木県HPにおいて「作物別モニタリング」で検索できます。

3. 販売する際には産地等の表示をしましょう。

- ・パッケージには、「品目名」のほか、「産地（都道府県名＋市町名）」及び「野生」の表示を徹底してください。

4. 問い合わせ先

（野生の山菜類・きのこについて）

事務所名	所在地	電話番号	管轄市町
県西環境森林事務所	日光市瀬川51-9	0288-21-1229	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所	真岡市荒町116-1	0285-81-9004	宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所	大田原市中央1-9-9	0287-23-6365	大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那珂川町、那須町
県南環境森林事務所	佐野市堀米町607	0283-23-1441	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町
矢板森林管理事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-1439	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町

（食品の安全について）

センター名	所在地	電話番号	管轄市町
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-64-3028	鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター	真岡市荒町116-1	0285-83-7220	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-4235	小山市、下野市、上三川町、野木町、栃木市、壬生町
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2364	大田原市、那須塩原市、那須町、矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那須烏山市、那珂川町
安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5897	足利市、佐野市
宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町972	028-626-1110	宇都宮市

生鮮魚介類は寄生虫「アニサキス」による食中毒に要注意！

食中毒の原因は細菌やウイルスによるものなどさまざまありますが、中でも近年は、「アニサキス」による食中毒の発生が急増しており、注意が必要です。

1. 「アニサキス」って？どうして食中毒になるの？

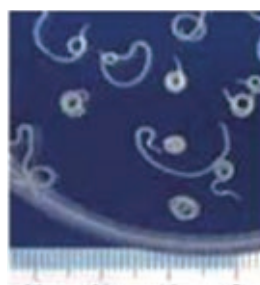
- ・アニサキス（幼虫）とは、生鮮魚介類（サバ、アジ、サンマ、カツオ、イカ、イワシ等）に寄生する寄生虫で、長さ約2～3センチ、白色で少し太い糸状であるのが特徴です。
- ・刺身や寿司などの生鮮魚介類を食べる日本人の食文化では、アニサキスが生きたまま人の体内に入ることがあり、胃壁や腸壁に刺入して激しい痛みなどが生じ、食中毒を引き起こします。

2. 予防方法

- ・魚を購入する際は新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。
- ※アニサキスは寄生している魚介類が死亡し、時間が経過すると内臓から筋肉へ移動することが知られています。
- ・内臓を生で食べない。
- ・目視で確認して、アニサキスを除去する。
- ・冷凍（-20℃で24時間以上）又は加熱（70℃以上、又は60℃で1分）する。

3. 症状

- ・食後数時間～十数時間でみぞおちの激しい痛み、吐き気、嘔吐
- ・食後十数時間～数日後に下腹部の激



▲アニサキス

出典：厚生労働省ホームページ
「アニサキスによる食中毒を予防しましょう」



▲サバの筋肉に寄生したアニサキス
（横浜市保健所提供）

※生鮮魚介類を食べた後などに激しい腹痛が起こった場合は、速やかに医療機関を受診してください。